

電波監理審議会（第968回）議事要旨

1 日 時

平成23年7月13日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 平成22年度電波の利用状況調査の評価について （諮問第18号）

審議の結果、諮問のとおり評価することが適当との答申をした。

【内容】

770MHz超3.4GHz以下の範囲の周波数に関する電波の利用状況調査について、調査結果に基づく評価を行ったもの。

(2) 基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の各一部を変更する告示案について

（諮問第19号）

(3) 周波数割当計画の変更について （諮問第20号）

(2)及び(3)は関連する内容であり、一括して審議を行った結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

平成23年3月11日の東日本大震災により被害を受けた岩手県・宮城県・福島県での地上アナログ放送の停止期限を延長するべく、関係規定の整備を行うもの。

(4) 無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

(諮問第21号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用するV-Highマルチメディア放送の無線局免許および移動受信用地上基幹放送の業務の認定に関する規定の整備を行うもの。

(5) その他

電波法の一部を改正する法律、日本放送協会が行うデジタル放送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更及び日本放送協会平成22年度収支決算及び業務報告書の概要について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)